

## 第2章 ひとり親家庭支援施策の具体的な展開

### 1 相談体制の整備

#### 1-1 広報・普及啓発と相談窓口

##### (1) 現状と課題

- ひとり親家庭の親は、家庭内に相談相手がないため、子育てや生活の悩みを抱え込んだり、また、DV被害等ひとり親になる経緯の中で精神的なダメージを受け、孤立したりする場合があります。
- ひとり親家庭を対象とした支援施策は様々あり、関係機関も国、都、区市町村や民間団体など、多岐に渡っています。それぞれの機関において、ホームページや施策を紹介するしおり、パンフレット等を作成し、広報・普及に努めていますが、わかりにくい、情報へのアクセスが難しいとの指摘があります。
- ひとり親家庭の9割が就労しており、「平日の日中に相談に行けないため、土日や夜間にも相談したい」、また「身近な場所で相談したい」とのニーズがあります。
- ひとり親同士がつながりを持つことは、孤立を防ぎ、有益な情報を得るだけでなく、安心して悩みを打ち明け、知恵や経験を共有するなど、エンパワメントにもなりますが、そのようなつながりを持たずに、孤立するひとり親も少なくありません。

##### (2) 第3期の取組状況

ひとり親家庭に向け、支援施策の広報・普及啓発を広く実施しました。

- 都におけるひとり親相談支援の拠点である、東京都ひとり親家庭支援センター(はあと)<sup>9</sup>では、ホームページでひとり親家庭向けの情報発信を行うとともに、登録されている方にメールマガジンを送付し、ひとり親家庭に有益な情報を届けています。
- ひとり親家庭を含む子育て世帯に対し、広く施策を知ってもらうため、学校と連携し、都内の小学1年生の家庭に「とうきょう子育て応援ブック」を配布しています。

##### (3) 第4期の具体的取組

ひとり親家庭の地域での安定した生活を支えるため、支援を必要とするひとり親家庭が確実に相談・支援につながるよう、広報・普及啓発や相談体制のさらなる強化に取り組めます。

<sup>9</sup> 東京都ひとり親家庭支援センター(愛称はあと):生活相談のほか、養育費相談・面会交流支援などの専門的な相談・支援を行う「はあと」、就業支援を行う「はあと飯田橋」の2拠点で実施。

(普及啓発)

- ひとり親家庭に施策が認知されるよう、様々な支援機関が実施している支援施策の情報を横断的に検索できる機能を備えたポータルサイトを作成します。

(相談体制の強化)

- ひとり親家庭が身近な場所で相談できるよう、多摩地域に東京都ひとり親家庭支援センターの新たな相談拠点を設置します。
- ひとり親家庭に対する地域の相談窓口は、区市町村の母子・父子自立支援員です。区市町村の窓口の開所時間は、平日の日中に限られることが多いため、働くひとり親でも相談しやすくなるよう、相談時間の延長や土日開所、メールやSNSを活用した相談の実施などに取り組む区市町村を支援します。

(民間団体等を活用したつながりを作る支援)

- ひとり親の中にはひとり親となる過程での生活の激変等により、精神的・肉体的に疲弊し、自ら相談することが難しい方もいます。また、行政の支援に頼ることに慣れていない方もいます。
- そのような方を支援につなげるため、「ひとり親家庭生活向上事業(ひとり親家庭等生活支援事業)」において、地域の民間団体等を活用した、出張、訪問などによる相談支援や、継続的な見守り支援などを行います。

### コラム 民間事業者を活用した相談支援の充実

- 練馬区では、ひとり親家庭の総合相談窓口のほか、生活・就労・子育ての各種支援事業を、ひとり親家庭支援に知識・経験のある民間事業者へ包括的に委託しています。
- 令和元年度から出張相談を開始し、未就学児がいるなどの理由で外出が困難なひとり親家庭に、相談員が訪問しています。令和2年度からは対象を拡大し、申出のあったひとり親家庭には、理由を問わず訪問します。
- ある家庭では、離婚後で様々な問題を抱えていましたが、不登校のお子さんと未就学児がおり、外出が難しい状況でした。そこで、相談員が自宅を訪問し、児童扶養手当をはじめ、ひとり親家庭支援事業の案内を行いました。養育が困難な状況が見られたため、子供家庭支援センターの家庭訪問につなげることができました。
- 出張相談では、他部署窓口へのお出張も行います。ひとり親家庭からの相談を受けた子供家庭支援センターからの要請があった際には、センターに出張し、センターの相談員とともに相談対応を行いました。他部署と連携して、様々な悩みを抱えるひとり親家庭の問題解決のお手伝いをしています。



## 1-2 ニーズに応じた相談支援

### (1) 現状と課題

- ひとり親家庭の支援ニーズは、母子家庭か父子家庭か、ひとり親になった理由や、自身や子供の年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴、現在の職業など、その家庭により様々です。また、DV等の影響による精神的な課題を抱えている場合などもあります。
- 支援が必要な家庭を、適切な支援につなぐためには、相談に応じる支援者のスキルの向上と関係機関の連携強化が必要です。
- また、自ら相談に行くことのできない孤立した状況にあるひとり親もいることから、支援機関が積極的につながりを作る取組も必要です。
- 養育費や面会交流は、子供のための制度ですが、様々な理由から実現していない家庭も多くあります。支援者が養育費・面会交流について、正しい知識を得た上で、ひとり親家庭の個々の状況に応じた、継続的な支援が必要です。

### (2) 第3期の取組状況

ひとり親家庭のニーズに応じた相談が可能となる相談支援の質の向上に取り組みました。

養育費相談、面会交流支援の充実を図るとともに、離婚前から法律的な問題を相談できる法律相談を開始しました。

- 地域の相談窓口である母子・父子自立支援員のソーシャルワークのスキル向上を図るため、相談技術の習得や様々な連携先機関の知識を得ながら、具体的な連携事例を学ぶなど、実践的な研修を実施しています。
- 子供の生活や成長に必要な養育費確保を進めるため、東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭に向けた養育費相談を行うとともに、母子・父子自立支援員をはじめとする地域の支援機関を対象に研修を実施しています。
- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、家事事件に精通する弁護士による「離婚前後の法律相談」事業を平成28年度から実施しました。さらに、令和元年度には、希望される方が相談可能となるよう、相談枠の拡大も行いました。
- 離婚等によりひとり親家庭になった場合、子供が離れて暮らす親の愛情を感じ、健やかに成長していくことができるよう、子供と親の円滑な交流を支援する「面会交流支援事業」を実施しています。

### (3) 第4期の具体的取組

ひとり親家庭の地域での安定した生活を支えるため、相談支援の更なる質の向上を図るとともに、必要な家庭に確実に支援が届けられるよう、関係機関の連携強化を進めます。

#### (相談支援の質の向上)

- ひとり親家庭の相談支援の窓口となる母子・父子自立支援員が、経験年数に応じた相談技法を習得することができるよう、東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、実践的な研修を実施します。

#### (関係機関との連携強化)

- 母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の相談に当たり、支援ニーズを的確に把握するとともに、関係機関と連携して必要な支援施策をコーディネートしていくことも重要です。具体的事例を通じた研修などにより、個々のひとり親家庭のニーズに即した連携が可能となるよう、支援します。

#### (民間団体等を活用したつながりを作る支援)

- ひとり親の中にはひとり親となる過程での生活の激変等により、精神的・肉体的に疲弊し、自ら相談することが難しい方もいます。また、行政の支援に頼ることに慣れていない方もいます。(再掲)
- そのような方を支援につなげるため、「ひとり親家庭生活向上事業(ひとり親家庭等生活支援事業)」において、地域の民間団体等を活用した、出張、訪問などによる相談支援や、継続的な見守り支援などを行います。(再掲)
- また、ひとり親同士の交流の機会を設け、安心して悩みを打ち明けたり、生活の知恵や経験を共有したりすることで、その方の本来持つ力を生かすことができるよう、「ひとり親グループ相談会」を、東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、新たに実施します。

#### (養育費・面会交流への支援)

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、離婚前の早期から、離婚が子供に与える影響や養育費・面会交流に関して学ぶ講習等を、新たに実施します。また、身近な相談支援の窓口である母子・父子自立支援員についても、DVや虐待等により面会交流の実施が適切でない場合も含め、ひとり親家庭のそれぞれの状況に応じ、相談に対応できるよう、研修等を通じて支援します。



## コラム 子供の目線に立った面会交流支援

○ 東京都では、「東京都ひとり親家庭支援センターはあと」において平成24年度から面会交流支援に取り組んでいます。交流では、「子供が主人公であること」を大切にしており、子供が安心して楽しめるよう、事前調整や交流中の支援を行っています。

○ しかし、面会交流は、はじめからうまくいくとは限りません。離婚調停中に支援を利用された親子の事例をご紹介します（母が監護親、父が別居親）。

支援開始前の支援員と当事者間の事前相談では、父は母に同居中のDV・モラハラを認め、今後の態度を変えることを約束しました。母はこれまでのこともあり、気持ちは頑なでしたが、支援員が丁寧に聴き取りを行うことで心を開いたようで、父母ともに、面会交流に誠実に対応する姿勢が確認されました。

交流を開始すると、最初は緊張していた子供も、支援員の声掛けで父と自然に遊べるようになり、数回後には、「パパー！」と飛びつくようになりました。支援期間中に父母は離婚となりましたが、母は、これまでの面会交流から父子関係の必要性を納得し、最後には、直接のやりとりや、顔を合わせることもでき、面会交流の自力実施に繋がりました。



○ 父母離別後もよい交流が続けば、子供は父母の愛情を実感でき、安心感と自尊心を育むことができます。支援の現場で、その意義を実感させられることが少なくありません。

## 2 就業支援

---

### (1) 現状と課題

- ひとり親世帯は母子世帯・父子世帯ともに、約9割が就業していますが、その形態別の内訳をみると、母子世帯では、パート・アルバイト等非正規雇用が45.0%で最も多く、次いで正規雇用が42.5%となっています。
- 平成29年度の調査では、前回（平成24年度）に比べて、正規雇用の割合が6ポイント増え、非正規雇用の割合は8.8ポイント下がっており、就業状況は改善していることが伺えます。
- 就業支援の施策は、拡充が進み、個々の状況に応じた就業相談とともに、職業訓練や資格取得支援策も充実が図られています。
- しかし、母子世帯の約3割が転職を希望しており、その理由は、「収入がよくない」、「将来が不安」の割合が最も高くなっています。
- ひとり親となった当初は、とりあえず職に就くことを優先するため、子供の成長に伴い、収入増を望むひとり親も多いと言われています。そのため、将来のライフステージを踏まえてキャリアアップを目指す、継続的な支援が求められています。
- また、ひとり親世帯の母・父の学歴をみると、中学校卒業程度の割合が、両親世帯の親よりも高くなっています。高等学校卒業程度認定試験の合格支援など、職業選択の幅を広げるための取組が必要です。
- 両親の離婚等を経験した子供たちは、経済的にも精神的にも不安定な状態にある場合もあり、家庭全体の自立を支援するため、子供の進学や就業についても、相談支援のニーズがあります。
- ひとり親の中には、収入を確保するため、本業以外に副業を行う方や、家庭の事情により外出が困難な方がいます。そのようなひとり親に対し、ITを活用し在宅で収入が得られる在宅就業を支援することにより、生活の安定や収入増を図ることが可能になります。

### (2) 第3期の取組状況

就業に有利となる資格の取得支援を拡充するとともに、ひとり親家庭のそれぞれの状況に合わせた様々な就業支援策を実施しました。

- 東京都ひとり親家庭支援センター（はあと飯田橋）において、就業相談、就業支援、職業紹介等の一貫したサービスを提供し、ひとり親家庭が抱える課題を踏まえたきめ細かな支援を行っています。
- また、ひとり親や企業に対する就労後のフォローなど就業定着のための支援や転職相談、転職に向けた資格取得等への支援を行っています。
- さらに、自宅で知識を身に付け、正社員としての就職を目指す e ラーニングによる職業訓練を令和元年度から東京都ひとり親家庭支援センター（はあと飯田橋）で申し込めるようになりました。
- 就業に有利となる資格取得を支援するため、高等職業訓練促進給付金の支給を受けるひとり親に、入学準備金等の貸付制度を平成 29 年度から開始しました。
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施区市が徐々に増えてきました。
- ITを活用し在宅で収入が得られるクラウドソーシングについて実践的に学び、自ら受注できる在宅ワーカーを目指す「在宅就業推進事業」を平成 28 年度から開始しました。1 年間の支援終了後も、引き続き在宅ワークを行うひとり親も増えています。

### (3) 第 4 期の具体的取組

ひとり親家庭の親が、子供の成長などライフステージに合わせた働き方や職業選択が可能となるよう、支援を行います。  
東京しごとセンターやマザーズハローワークなど関係機関と連携しながら、ひとり親の就業を支援します。

#### (都における就業支援の充実)

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、それぞれの家庭の状況や課題を踏まえた包括的・継続的な支援を引き続き実施します。
- 適職診断や面接対策、小論文・作文対策などの就職試験対策を充実するとともに、ハローワークの求人情報の活用等による効果的な職業紹介や、ハローワークと連携した就業支援プログラムの実施などに取り組みます。また、東京しごとセンターや都立職業能力開発センターと連携しながら就業支援を実施します。
- 不安や精神的な課題等を抱えたひとり親の方には、就業した後も、継続して働き続けられるよう、就業定着に向けたきめ細かな相談支援を実施します。
- また、子供の進学など将来を見据えて必要となる収入の確保に向け、ライフプラ

ンセミナーの実施や専門家の助言、個別支援プログラムの作成など、個々のひとり親家庭の状況に応じたキャリアアップ支援を新たに開始します。

- 親への支援と併せ、子供の希望や適性などを踏まえたキャリアカウンセリングや求人情報の提供、小論文・作文対策など、子供に対しても丁寧な就業支援を実施します。
- 東京しごとセンターにおいて実施している「女性しごと応援テラス」について、多摩地域における女性の就業支援の充実を図るため、「女性しごと応援テラス」の多摩地域での拠点を設置するとともに、関係機関と連携したセミナー等を実施します。

#### (地域の就業支援の充実・強化)

- 地域における就業支援を充実するため、福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携して包括的な就業支援を行う取組について、区市に実施を働きかけていきます。
- 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、きめ細かな就業支援を行う自立支援プログラム策定が全区市で実施されるよう支援します。
- 経済的自立に効果的な資格取得を支援するため、資格取得期間中の生活費相当の給付金や講座の受講費用の支給について、引き続き全区市での実施を働きかけていきます。
- より良い条件での就職や転職の可能性を拡げるため、高等学校卒業程度の学力獲得を支援する取組について、全区市での実施を働きかけていきます。

#### (在宅就業の機会の確保)

- 在宅就業に必要なITのスキルを習得した者が円滑に在宅就業に従事できるよう、ITを活用した在宅就業の業務開拓・サポート等を一定期間行う取組を実施します。



## コラム ひとり親家庭に寄り添った就業支援

- ひとり親家庭の自立のための生活基盤を支えるために、就業は重要です。家庭によっては、就職活動が久しぶりだったり、自分で希望する仕事の内容や条件と現実がそぐわないなど、不安を抱えている場合もあります。
- 「はあと飯田橋」では、ひとり親家庭の就業を支援するために、ひとり親家庭の状況把握から、職場への定着支援まで一貫して行っています。



- あるひとり親の方は、教員免許を活かして学童指導員になりたいものの、不採用が続き、自信をなくしている中で来所されました。適職診断受検後、年齢やご本人のもつ資質から見て、希望どおりの就業が可能と見立て、職務経歴書を作成する目的で、一緒にこれまでの人生経験の棚卸をしました。このとき、思いを振り返っていただくうちに、「自分がやりたかったのは障害者の支援だった」という気づきがあり、方向転換。ご自身の努力もあり、未経験ながら正規職員として障害者の支援員に入職することができました。
- その後、支援経験を積むうちに、目指す支援のあり方が徐々に明確になり、それが実現できる職場を自ら探し、さらに転職も実現されました。支援開始当初に、丁寧に就労の方向性を支援したことで、選択肢が広がり、やりたい仕事に踏み出すきっかけとなりました。

## コラム ひとり親の学びなおし支援～高等学校卒業程度認定試験合格支援事業～

- ひとり親家庭がより良い条件での就職や転職により、生活の安定と向上を図るために、区市町村（町村部は都が実施）では、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」により、ひとり親家庭の父・母の学びなおしを支援しています。
- 試験の合格に向けて、就労や子育ての合間に対策講座等に一定期間通い続けるためには、モチベーションの維持や、事業活用のタイミングへの支援が重要です。
- 荒川区のあるひとり親の事例です。児童扶養手当の現況報告で来所した際に、「中学生の子供の不登校について困っている」と区職員に相談があり、お話を聞くうちに、お母さん自身が中学卒業であることがわかりました。そこで、就労相談員から「お子さんに勉強意欲を持ってもらうために、お母さんも一緒に勉強してみませんか？」と提案し、本事業を活用して高卒認定にチャレンジすることになりました。お母さんが勉強を頑張る姿にお子さんが刺激を受け、一緒に高校受験の勉強を始め、見事お母さんは高卒認定試験に合格、お子さんも高校に入学することができ、今は元気に高校に通っていらっしやいます。
- お母さんは、現在はステップアップを目指し、高等職業訓練促進給付金等事業を活用しながら、介護福祉士資格取得に向けて頑張っています。相談者の子育てに関する悩みや世帯の状況をよく聞き取り、継続的に寄り添うことにより、タイミングを捉えた支援を行うことができました。

### 3 子育て支援・生活の場の整備

---

#### 3-1 子育て支援体制

##### (1) 現状と課題

- 地域とのつながりの希薄化などにより、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える方が増えています。若年でひとり親になるなど、特に支援が必要な場合もあります。ワンストップで支援につなげる体制整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進を図る必要があります。
- 父子家庭へのインタビュー調査によると、子育てとの両立が難しく、会社における地位や正規職員の身分を失ってしまった例がありました。母子家庭、父子家庭の別なく、ひとり親家庭が、就業と子育てを両立させるためには、保育サービスをはじめとする子育て支援体制の充実が必要不可欠です。
- 子供の預け先に関して不満に思うこととして、共働き世帯・ひとり親世帯ともに、「子供が病気のとくに利用できない」が最も多く、次いで「夜間や休日に利用できない」となっており、保育ニーズに対するきめ細かな対応が求められています。
- 就学年齢の子供を持つひとり親にとっては、学童クラブの充実も必要です。学童クラブを利用するに当たってひとり親世帯が望むこととして、「安全」に次いで多かったのは、「学校が休みの日に利用できること」となっており、「利用時間の延長」と回答する世帯も多くありました。
- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、子供の貧困対策に総合的に取り組む必要があります。
- ひとり親家庭ホームヘルプサービスの派遣対象については、平成 28 年度から、残業や出張などの就業上の理由が追加されました。利用数は増えてきていますが、事業者の不足などの課題もあります。

##### (2) 第 3 期の取組状況

妊娠期から子育て期にわたって、きめ細かな支援が切れ目なく行えるよう、体制整備や支援の仕組みの充実を図りました。

また、待機児童解消に向け、地域の実情に応じて様々な保育サービスを組み合わせ、拡充を進めました。更に、延長保育や病児保育等のニーズに応じた様々な保育サービスの提供に取り組みました。

- 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援ができるよう、全ての子育て家庭に対して妊娠期から専門職が関わり、各家庭のニーズに応じた支援を行う「ゆりかご・とうきょう事業」を平成 27 年度に開始し、令和元年度は 46 区市町村が本事業に取り組んでいます。
- 平成 28 年 9 月には「待機児童解消に向けた緊急対策」を取りまとめ、その後も保育サービスの拡充に重点的に取り組むことで、平成 31 年 4 月時点の待機児童数は、四半世紀ぶりの水準である 3,690 人にまで減少しました。
- ライフスタイルや就労形態の多様化に対応するため、延長保育や夜間保育、病児保育などニーズに応じた様々な保育サービスを提供する区市町村を支援しました。
- 開所時間の延長や常勤の支援員の配置などを行う都型学童クラブ事業を実施しました。
- ショートステイの利用については、当日予約にも対応可能となるよう常時確保枠の設定や、協力家庭の活用、リスクのある家庭の子供を施設で一時的に養育する等事業の拡充を行いました。
- 貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援の 4 つを柱に、福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関が連携し、子供の貧困対策を総合的に進めています。

### (3) 第 4 期の具体的取組

ひとり親家庭が、ニーズにあったサービスを利用し、安心して子供を健全に育てられるよう、地域の実情に応じた環境整備に取り組む区市町村を支援します。

(地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援)

- 個々の家庭のニーズを早期に把握し、必要に応じて適切な支援に繋げるため、妊娠期から子育て期にわたって、母子保健部門と子育て支援部門等が連携し、切れ目ない支援を実施する区市町村を支援します。
- 併せて、産後の家事・育児の負担軽減を図るための、家事育児サポーターの派遣や、多胎児を育てる家庭を対象に母子保健事業利用時の移動や家事・育児をサポートする区市町村を支援します。

(保育サービスの充実)

- ひとり親家庭が必要な保育を受けられるよう、保育サービスの充実や、延長保育や夜間保育、病児保育など、ニーズに応じたきめ細かい保育サービスを利用できる

よう、区市町村や事業者を支援します。

(放課後の居場所の確保)

- 子供の放課後の居場所を確保できるよう、各区市町村による学童クラブの設置や放課後子供教室の実施を促進するとともに、時間延長等のニーズに対応する学童クラブの整備を更に進めていきます。

(地域の子育て支援)

- 区市町村が子育て支援の実施主体として、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供を子育て家庭の実状やニーズに応じきめ細かく実施できるよう、アウトリーチ型支援やショートステイ事業などの様々な子育て支援策を充実させるとともに、経験豊富な虐待対策ワーカーの配置の支援や要保護児童対策地域協議会の円滑な開催に向けた事務支援等により子供家庭支援センターの更なる体制強化を図ります。

(子供の貧困対策の推進)

- 妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の様々な課題を早期に把握した上で、適切な支援を早期かつ包括的に講じていくとともに、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援します。

(ひとり親家庭の日常生活支援)

- ひとり親家庭の地域における安定した生活を支えるため、全ての地域で必要な家庭が利用できるよう、ホームヘルプサービスに取り組む区市町村を引き続き支援します。

コラム 父子家庭への支援～インタビュー調査より～

○ 都が平成 30 年度に実施した「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」では、ひとり親家庭のより詳細な現状を把握するため、インタビュー形式の調査を行いました。母子家庭と父子家庭それぞれに調査を行い、特に父子家庭からは子育て支援の重要性を伺うことができました。いくつかの事例をご紹介します。

○ 死別でひとり親になった父子家庭からは、「最初はとにかく食事が困りました。やるべきことが多すぎて、家の中のことを取り仕切るのが、こんなに大変だとは思いませんでした。」と話がありました。

このような状況の中、「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」が、生活安定の助けになったということです。「今は週 1 回ホームヘルプサービスを使っていて、食事作りや洗濯などをやってもらい、すごく助かっています。それこそ、1 年ぐらいは家の中もゴミ屋敷状態でしたけど、今は子供たちも一緒に片付けてくれるようになりました。」と語っていました。



- また、離婚後の生活環境の変化により、子供が不登校になった父子家庭のインタビューも行いました。この家庭では、ファミリー・サポート・センター事業を活用して、登校の付き添いなどの支援を受けました。「離婚した当初、子供が学校に通えないし、私は仕事があるし、実家とは仲が悪いし、これからどうしていいか分からなかった時に、ファミリー・サポート・センターを使いました。サポートに来てくださった方が色々と親身に話を聞いてくれて、それだけですごく嬉しかったです。」と、振り返っていました。
- 支援を受けたことで生活が安定したという意見がある一方、インタビューでよく聞かれたこととして、「ひとり親になった当初は、支援があることもわからなかった」「周囲に相談できなかった」というものがありました。ひとりでの家事・育児に追われる家庭に、どのようにすれば情報を届けることができるか、取り組んでいく必要があります。

### コラム 子育て家庭への食の支援事業 ～できたて食べてね～『おうち食堂』

- ひとり親家庭に限らず、忙しい子育て家庭にとって、食事に関する支援はニーズが高く、「子供食堂」などは近年広く知られるようになっていきます。しかし、子供食堂があったとしても、誰もが行くことができるとは限りません。

- 江戸川区では、区独自の調査により、人目を気にして子供食堂に行くことをためらったり、親の疾患等で食事が用意できない家庭があることがわかりました。そこで、「子供に直接食事を届ける事業」として、子育て家庭を対象に、利用者の自宅で手作りの食事を提供する「おうち食堂」を、全国に先駆けて開始しました。



- 本事業は、食への支援に留まらず、食をきっかけとして、各家庭が抱える問題を把握し、必要な支援に適切につなげる目的もあります。あるひとり親家庭は、離婚後のうつ病により、ほとんど食事を作ることができなくなっていました。子供の健診で事態を把握した保健師からの紹介でおうち食堂につながってからは、ボランティアが定期的



的に食事を作りながらコミュニケーションを図り、ボランティアから様子を聞いた区の職員が子の保育所の入所や、通院への支援を伴走しながら進めていきました。母は徐々に生活の立て直しを図ることができ、在宅で就労を開始することができました。現在は、「自分で食事を作れるように」と、ボランティアと一緒に食事を作ることもあります。

- ボランティアが日々寄り添いながら感じたことを、きめ細かく行政の支援につないでいくことが、家庭への支援に生きています。



## 3-2 ひとり親家庭に育つ子供の学習支援の推進

### (1) 現状と課題

- 内閣府の資料によると、ひとり親家庭の子供の高等学校進学率は、全世帯に比べ、低くなっています。大学・専修学校等進学率を比較すると、更に差が大きくなっています。
- 同じく内閣府の調査研究によると、世帯の経済力が子供の進路決定に影響を与えること、大学への進学率は世帯所得に比例することなどが指摘されています。
- ひとり親家庭の親が子供と過ごす時間は、平日・休日、母・父ともに、両親世帯と比べ少なくなっており、家庭での学習の機会や環境の面でも、支援の充実が必要です。
- また、ひとり親世帯の母・父の学歴をみると、中学校卒業程度の割合が、両親世帯の親よりも高くなっており、若年でひとり親になる場合など、親世代の学びの機会の提供も重要です。(再掲)

### (2) 第3期の取組状況

家庭の事情に左右されず、子供が将来自立できるよう、ひとり親家庭に育つ子供の学習支援を実施しました。

- 平成26年度から都で実施した子供の学習支援モデル事業の「ひとり親家庭の子供サポートモデル事業」は、平成28年度から、国の「ひとり親家庭等生活向上事業」の中の「子供の生活・学習支援事業」に、都の上乗せ補助事業を組み込んだ形で再編整理し、令和元年度現在21区市で実施されています。
- また、生活困窮者自立支援法に基づく「子供の学習・生活支援事業」は、令和元年度現在、47区市及び西多摩福祉事務所、大島支庁において実施されています。

### (3) 第4期の具体的取組

身近な地域で子供たちの学習の機会が確保できるよう、全区市町村での学習支援の実施を支援します。

(ひとり親家庭の子供の学習支援の推進)

- 全ての区市町村が、ひとり親家庭の「子供の生活・学習支援事業」や生活困窮者自立支援法に基づく学習・生活支援事業を、地域の実情に応じて実施できるよう引き続き支援します。

- 特に家庭教師派遣型の学習支援は、子供の家庭での生活状況やその環境、親子関係等多くの情報を得ることができ、孤立した家庭を支援につなぐきっかけともなる事業であることから、支援者と母子・父子自立支援員の情報共有や連携の仕組みを構築できるよう、引き続き区市町村を支援します。
- 母子・父子自立支援員と生活困窮者自立支援法の担当者が連携し、ひとり親家庭の個々の状況に応じて、必要な施策につなげられるよう、働きかけます。
- また、学校を核とした地域づくりの取組として、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を引き続き実施します。

（将来の自立に向けた子供の進学支援）

- 本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう、中学 3 年生及び高校 3 年生の子供のいる一定所得以下の世帯を対象に、学習塾や進学のための受験費用の貸付けを無利子で行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」により、ひとり親家庭の子供の進学を引き続き支援します。

（ひとり親への学びの支援）

- より良い条件での就職や転職の可能性を拡げるため、高等学校卒業程度の学力獲得を支援する取組について、全区市での実施を働きかけていきます。（再掲）

## コラム ひとり親家庭に育つ子供の学習支援～子供の生活・学習支援事業～

- 平成27年度まで都が実施していた学習支援事業「のびスク」は、第3期計画期間中により身近な自治体である区市町村へと取組が引き継がれ、実施されています。
- 足立区では令和元年度まで、ひとり親家庭の小・中学生を対象に、自宅等において学習支援を行う家庭教師派遣型の学習支援事業を実施しました（令和2年度は小学生に特化して実施）。不登校など困難を抱える子供への支援を主に行っている事業者に委託し、講師「豆の木先生」（総称）による学習指導だけでなく、対象者の心に寄り添った相談・支援や生活相談等を行っています。
- ある子供は、学校を休みがちで座学が苦手な状況にあり、家庭からの家庭教師派遣の希望があったことで支援を開始しました。家庭への訪問を重ねて子供の特性を見極め、手遊びや歌、体操といった身体を動かす要素を取り入れて豆の木先生の学習指導を行いました。これにより、90分の授業のすべてを学習に費やせるようになるなど、成長や変化が見られました。また、家庭からも「週1回の定期的な訪問により家族以外の大人（豆の木先生）に接する機会を持ち、信頼関係を築けたことが子供にとって良い経験でした」との感想がありました。



ひとり親家庭応援！  
**豆の木先生**  
まめのきせんせい

- 子供の学びは多様であるため、家庭の理解と協力のもと、子供に合った学習方法と、子供の自己肯定感を高めることができるような関わりを大切にして、学習支援事業に取り組みました。

### 3-3 住居の確保

#### (1) 現状と課題

- ひとり親家庭は、収入が低い世帯が多く、家賃等が家計に及ぼす影響は大きいいため、住まいの確保にかかる支援が重要です。

#### (2) 第3期の取組状況

住宅確保に向けた支援を着実に実施するとともに、更なる支援の充実を図るため、都営住宅の募集制度の改正や新たな住宅セーフティネット制度に基づく施策に取り組みました。

- 都営住宅の入居については、ひとり親家庭を対象とした世帯向け募集における当選倍率の優遇や、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割り当ての募集などを実施しています。
- さらに、令和元年11月から、「若年夫婦・子育て世帯向け」募集に、ひとり親家庭も申込み対象としたほか、入居期間を延長する制度改正を行いました。
- 民間賃貸住宅への入居促進については、区市町村における居住支援協議会の設立促進や活動支援に取り組みました。令和元年末現在、都内19区市で協議会が設立されています。
- 住宅セーフティネットの新たな制度が始まり、区市町村協議会の設立に向けた機運の高まりや、居住支援法人による入居支援等の取組も広がり始めています。

#### (3) 第4期の具体的取組

ひとり親家庭が、地域で自立して生活していくことができるよう、住宅確保に対する支援を充実させていきます。

(都営住宅優先入居等)

- 都営住宅において、ひとり親家庭を対象とした世帯向け募集における当選倍率の優遇や、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割り当て、ひとり親家庭を新たな対象に加えた若年夫婦・子育て世帯向け募集などにより、ひとり親家庭への住宅提供を実施します。
- また、公社住宅において、ひとり親家庭を対象に一部住宅で家賃割引等を実施します。

(民間賃貸住宅の円滑な入居促進)

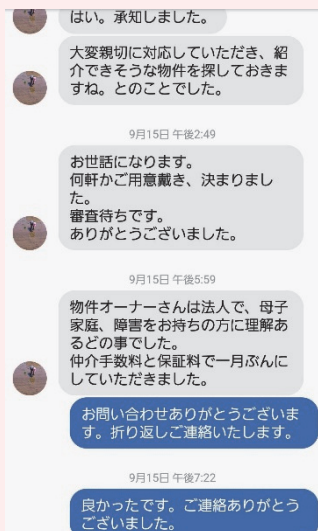
- 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図っていくため、区市町村の居住支援協議

会の設立促進や活動支援に取り組みます。

- ひとり親家庭の住まいに関する支援を行う居住支援法人について、広く都民へ周知していくほか、法人の指定拡大を図るとともに、ひとり親家庭を含めた住宅確保要配慮者向けのセーフティネット住宅の登録を進めます。

### コラム 居住支援法人の取組～NPO 法人リトルワンズ～

- 生活の基盤となる住宅の確保は、ひとり親家庭にとっても重要な問題です。NPO 法人リトルワンズは「居住支援法人」として、母子家庭に対し、入居相談から入居後の



日常生活支援まで、多様な居住支援を行っています。

- 東京には、様々な事情により、遠方から引っ越しされてくる方も多くいます。相談時点で都内に住所がない、行政のつなぎ先が明白でない場合にも、リトルワンズの支援は有効です。

「友人を頼って東京にやってきた」という母子家庭に対しては、住みたい地域を一緒に考えて、新居を紹介。学校への手続き、仕事探しも同時に提供しました。

- 引っ越しの障害は複数あります。両親が高齢の場合、保証人になれないため、保証人探しが必須となります。加えて、引っ越し代や敷金・礼金など、初期費用が多くかかります。リトルワンズは、初期費用の分割払い、保証会社に連絡して審査を通してもらうなど、不動産事業者への説明・協

#### ▲オンライン相談で迅速に対応

力依頼を実施しています。

- 「保育園の近所で住まいを探している」「生活保護世帯なので家賃に限界がある」「10 日後に退去日が迫っている」など、住まい探しには制限が付きがちです。生活の基盤を整えるためにもスピード感をもった支援が必要です。



▲空き家を活用した支援住宅も建築

## 3-4 課題を有する母子への支援(母子生活支援施設)

詳細は、第3章に記載します。



## 4 経済的支援

---

### (1) 現状と課題

- ひとり親家庭は、母子世帯・父子世帯ともに、約9割が就業してしますが、その収入状況を見ると、6割近くが300万円未満の収入となっており、収入が300万円未満の両親世帯は約1割程度であることと比べると、依然として大きな開きがあると言えます。
- また、母子世帯、父子世帯の内訳を見ると、母子世帯は、収入200万円未満の世帯と、200万円から300万円未満の世帯が全体の6割を超えています。父子世帯では、300万円未満の世帯が14.3%となっており、特に母子世帯において、困窮の割合が高くなっています。
- 養育費は、子供の衣食住に必要な経費や教育費、医療費等であり、親の生活水準と同じ水準の生活を保障する、子供のための制度です。平成23年の民法改正により、協議離婚の際には、父母が、子供の利益を最も優先して、養育費・面会交流について定めることが明記されました。しかしながら、養育費の取決めを行っている世帯は母子世帯で4割強、父子世帯では3割弱となっています。
- 経済的課題を抱えたひとり親家庭において経済的支援は、子供の健全育成のためにも、重要な役割を果たしています。

### (2) 第3期の取組状況

児童扶養手当法等の改正に基づき、児童扶養手当や福祉資金貸付金の拡充を図りました。

- 平成30年8月から、児童扶養手当の全部支給の所得制限限度額が30万円引き上げられました。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、令和元年11月から児童扶養手当の支払回数が見直され、年3回支給から年6回支給になりました。
- 平成30年度から、児童手当、児童扶養手当に係る所得算定において、未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用が導入され、都独自制度である児童育成手当についても同様の改正を行いました。
- 平成30年度から、母子及び父子福祉資金貸付金においては、大学院への進学を希望するひとり親家庭の子供を支援するため、新たに大学院に就学するために必要な経費（入学金や授業料等）の貸付けを始めました。

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭に向けた養育費相談を行うとともに、母子・父子自立支援員をはじめとする地域の支援機関を対象に研修を実施しています。(再掲)

### (3) 第4期の具体的取組

ひとり親家庭の自立と子供の健やかな成長を支えるため、引き続き、経済面からの支援を実施します。

(児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金)

- 児童扶養手当及び都独自の制度である児童育成手当、母子・父子福祉資金の貸付を引き続き実施します。
- 支援を必要とする家庭に必要な情報が届くよう、引き続き普及に努めます。

(養育費の確保支援)

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、子供の生活や成長に必要な養育費確保を進めるため、引き続き、ひとり親家庭に向けた養育費相談を行うとともに、母子・父子自立支援員をはじめとする地域の支援機関を対象に研修を実施します。(再掲)
- また、離婚前の早期から、離婚が子供に与える影響や養育費・面会交流に関して学ぶ講習等を、新たに実施します。(再掲)
- 養育費の取決めを行っていても、受取りの無い世帯も多く、取決めへの支援とともに、養育費確保への支援が求められています。新たに「養育費確保支援事業」を実施し、ひとり親家庭への養育費立替保証を行う区市町村を支援します。

(将来の自立に向けた子供の進学支援)

- 本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう、中学3年生及び高校3年生の子供のいる一定所得以下の世帯を対象に、学習塾や進学のための受験費用の貸付けを無利子で行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」により、ひとり親家庭の子供の進学を支援します。(再掲)

(ひとり親家庭等医療費助成)

- ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う市町村を支援します。